

自動車検査用機械器具の保守管理業務（北陸信越・中部検査部管内） の評価（案）の概要

1. 事業概要

事業内容：自動車検査独立法人法第14条の規定に基づき北陸信越検査部管内6事務所及び中部検査部管内12事務所に設置される自動車検査用機械器具の維持及び管理

実施期間：平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

応札者数：【中部検査部管内】 2者

【北陸信越検査部管内分】2度入札を行ったが、2度とも入札不落になったため、北陸信越検査部において各事務所毎に個別に入札を実施

2. 事業実施に関する評価

【中部検査部管内分】

- 確保されるべき質として設定された以下の項目を全て達成している。
 - ・ 検査機器定期点検（定期点検実施に伴う閉鎖時間が半期で183時間30分を上回らないこと。）
 - ・ 検査機器校正（校正実施に伴う閉鎖時間が年間169時間51分を上回らないこと。）
 - ・ 重量計定期検査（定期検査に伴う閉鎖時間が26年度にあっては年間0分、27年度にあっては年間2時間45分を上回らないこと。）
 - ・ 業務内容の達成状況（検査機器定期点検、検査機器校正及び重量計定期検査の適切な実施）

- 民間事業者からの改善提案により、重量計定期検査の実施を検査時間外（昼休み等）に実施することにより可能な限り検査コースの閉鎖時間を少なくするなど良好な業務が実施された。

【北陸信越検査部管内】

入札不落により市場化テスト未実施

3. 実施経費に関する評価

【中部検査部管内】

実施経費については、平成26年度の実施経費は23,217千円（税抜）であり、平成24年度の従来の実施経費25,018千円（税抜）と比べて、1,801千円（7.2%）の経費が削減されている（重量計の定期検査が2年に1度のため、同じ検査基数の偶数年度で比較）。

【北陸信越検査部管内】

入札不落により市場化テスト未実施

4. 今後の事業

中部検査部管内分の本事業については、実施状況は良好であるが、外部有識者等によるチェックを受ける仕組みの整備が未定であることから、引き続き次期事業においても、民間競争入札を実施することが適当であると考えられる。なお、次期事業の実施にあたっては早期に外部有識者等によるチェック体制の整備を行うことが望まれる。

なお、北陸信越検査部管内の次期事業については、再度、入札範囲の再検討及び入札参加者の新規参入を促すための情報提供の強化等を行い、改めて民間競争入札を実施することが適当であると考えられる。